

広報 水巻町

1月25日

第541号

毎月10日・25日
福 岡 県 遠 賀 郡
水 巻 町 発 行

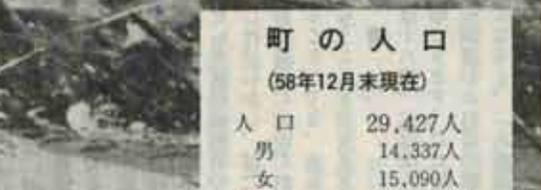


勇いよく燃えるしめ飾り



楽しいどんど焼き

「頃末小学校で14日、どんど焼きがありました。小正月（1月15日）に、しめ飾りや、しめ縄を焼くこの行事、今ではほとんど見られませんが、子供たちが自宅から持ち寄ったしめ飾りなどを井型に組んだ竹の中に入れ、点火、パンパンと音をたてて勢いよく燃え歌声があがります。残り火で、ふっくら焼いたモチをほおばり、楽しいどんど焼きでした。」



おモチもふっくら焼きました。

町の人口

(58年12月末現在)

人口	29,427人
男	14,337人
女	15,090人
世帯数	9,422世帯

(12月の異動)

転入	161人	出生	32人
転出	101人	死亡	15人

おめでとう20歳——

社会人としてのスタート



町内の新成人367人

民法第三条は「満二十年ヲ以テ成年トス」と定めており、法律上、独立の社会人としての地位が与えられます。二十歳になったみなさん今年、一人前の大人として、また、一人の社会人として、新しい、門出の年です。

一月十五日は「成人の日」全国で今年、二十歳を迎える若者は百六十四万人、水巻町内では男百七十三人、女百九十四人の三百六十七人が

成人の仲間入りをいたしました。

この日、水巻町でも新成人を祝う式典が町民会館で、二百十五人の新成人を迎えて行われました。

会場は、今年も女性のほとんどが和服姿、華やかな雰囲気ながら伊藤町長をはじめ各来賓からお祝いや激励の言葉が送られました。

これに対し新成人を代表して、項末の吉田富久さんが答辞を述べました、式終了後今年は、ふるさと芸

能として飯塚市の「義祖太鼓」が勇壮に披露され、新成人の門出を力づける太鼓の音が会場一杯に響きわたっていました。また、中学生時代の恩師を囲んでの交歓会も行われ、自分の現況や中学生時代の思い出に話しがはずんでいました。

大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます——国民の祝日である「成人の日」には、新しい時代を担う若いみなさん方への熱い期待がこめられています。ガンバレ新成人——。

大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます——国民の祝日である「成人の日」には、新しい時代を担う若いみなさん方への熱い期待がこめられています。ガンバレ新成人——。



答辞を述べる吉田富久子さん



マァー久しぶり



勇壮な太鼓で新成人を祝福(義祖太鼓)

はたちの実感

わたしたちの生活に密着している法律、民法では、未成年で結婚している場合を除き「満二十年ヲ以テ成年トス」と明記されており、はたちになって初めて、社会的・法的に一人前の社会人として扱われることとなります(未成年者が婚姻したときは、これによって成年に達したものとみなされます)——民法第七五三条。

では、一人前の社会人として扱われるようになるとは、具体的にどのようなことなのでしょうか。

▼財産の処分、金銭の貸し借り

小遣いなどを別にすれば、未成年者はたとえ自分の財産であっても保護者の承諾なしに売ったり買ったりできません。成人になると、自分の責任でそれができます。また、お金の貸し借りにについても同じです。

▼就職

成人になると、保護者の同意がなくても職業に就くことができます。

▼養子縁組

未成年者が養子になるときは、原則として家庭裁判所の許可が必要でした。しかし、はたちになると自分の意思だけでだれの養子にもなることができ、さらには養子をもらうこともできます。

▼結婚

男は十八歳、女は十六歳になると結婚できます。ただし、これは父母の同意があればの話です。はたちになると、二人の意思だけで結婚できます。

*はたち。になったら国民年金に加入しましょう！

遠賀郡4カ町 合同出初式



肌寒い冬空の下、合同出初式で威風堂々と行進する水巻町消防団

一月八日肌寒い冬空の下、四町町総合グラウンドにおいて遠賀郡四カ町消防合同出初式が行なわれました。

来賓や見物人が多数見守る中、団員による分列行進や小隊訓練、ポンプ車操法、郡消防署員によるはしご車操法が披露されました。

また、表彰式には消防活動に貢献のあった団員や一般の方々表彰されました。当町関係の受表彰者は次のとおりです。(敬称略)

日本消防協会会長表彰
 ○精誠章―藤原信幸
 ○勤続章―宮川静雄、藤原信幸
 福岡県知事表彰
 ○永年勤続―岡部嘉紀、安永仙之助、白木肇、樋口弘

福岡県消防協会会長表彰
 ○永年勤続(25年)―武尾友治、柳和利 (20年)―岡部嘉紀、安永仙之助、白木肇、樋口弘 (15年)―松本大次郎、藤本安男、安田修治、浅沼政次 (10年)―梶山和男、徳永弥太郎、輪竹洋介、清水義夫、日高定信、渡辺泰信、境辰一、宮崎剛造、増田芳幹

優良団員―安田修治、梶山和男、尾田好春、清水寛

兄弟団員―福沢和秀、福沢良信

防火消防施設宣伝普及改善功労者―宮川敏子、富永宗信、田代善紀

福岡県民火災共済理事長表彰
 ○団体―水巻町消防団第三分団
 ○個人―藤原信幸



普辞を述べる川島団長

ネズミ退治作戦(2月1日〜29日)

水巻町地区衛生推進協議会

今年はずんずんネズミがおると縁起が悪いとして噂ばれている例も少なくありません。

しかし、反面ネズミは、農作物や食料品を食い荒らすほか、各種疾病を媒介するなど、わたたくしたちの生活にとって好ましい動物ではありません。ネズミは、年間を通して生息しますが、特に三月〜五月、九月〜十二月に殖え、活動が多く、ネズミ退治は、二月と八月が最適です。

そこで、二月一日から二月二十九日まで県下一斉に地域ぐるみの防除運動を展開いたします。あなたの家でも、この期間に是非、ネズミ退治を行ないましょう。

なお、毒えさ(クマリンシラット)を無料でさしあげますので、各組単位でとりまとめ、組長さんが役場衛生係まで取りにおいで下さい。

寄付のお礼

◆金一封(役場退職記念)
宗徳市 池水正利殿
◆香典返し
次の方からご寄附がございました。ご冥福をお祈りいたします

- | | |
|-------|---------|
| 古賀 | 故温水重高殿 |
| 高松園地 | 温水カツヨ殿 |
| 上二 | 吉川 武士殿 |
| 順木 | 故坂田セノ殿 |
| 吉田園地 | 坂田 信雄殿 |
| (分譲) | 故武尾金男殿 |
| 梅ノ木園地 | 武尾 友治殿 |
| 古賀 | 故原 清人殿 |
| 吉田三 | 原 正義殿 |
| 猪熊 | 金子 剛正殿 |
| | 故西岡新治殿 |
| | 故西岡敬次郎殿 |
| | 故藤崎カン殿 |
| | 藤崎ユキエ殿 |
| | 故樋口藤藏殿 |
| | 樋口 澄代殿 |

元気な赤ちゃん



中村 友紀ちゃん
昭和58年2月1日生
(伸子)さんの長女

パーマンの歌が大好きで、踊りながら毎日見えています。将来は、歌って踊る大スターになって両親を楽にさせてネ!

(伊左衛330の83)



花田 源太くん
昭和58年1月29日生
(順子)さんの長男

もうすぐ誕生日。長い少きも卒業かな?毎日元気にいたずらばかりの源太君です。たくましく育てほしいです。

(梅ノ木園地16棟)

一般会計決算概況

歳入 46億4,911万円
 歳出 44億5,263万円
 差引残額 1億9,648万円

わたしたちの町の財政状況

昭和57年度の決算

昭和五十七年度の一般会計及び特別会計の決算が、昨年十二月の定例議会で認定を受けました。
 一般会計につきましては、健全な財政運営への努力が実り、今年度も黒字決算となりました。加えて庁舎等の建設準備基金として四

億四何どの積立てを行うことができました。特別会計につきましては、国民健康保険会計と老人保健会計の二つの事業会計が赤字決算となりました。両事業会計とも医療費に大きく左右されるため、今後の医療費の動向を考えると財政の好転は望めないと考えます。

健全な財政を固守

体育館建設等都市整備に配慮

昭和五十七年度の一般会計の決算額は、歳入歳出差引き一億九千六百四十八万三千四百四十八円の黒字決算となっております。しかし、この内、繰越明許費や事故繰越し(工事の施工上翌年度に工事費の一部を繰越すこと)額が七千七百五十四万七千円あり、実質一億二千八百九十三万六千四百四十八円の黒字決算となります。
 五十七年度の財政状況は、財政の弾力性を判断する指標である經常収支比率が年々低下してきており、余剰財源の率を示す実質収支比率は四・四七％と昨年度と比べ二・五％と大幅に上がっております。しかし、反面公債比率は八・四％と昨年度より〇・九％増えています。これは町民体育館建設や遊歩保健所跡地の買収など新たな施設の整備が加わったためで、五十八年度からは庁舎建設も始まり公債費の増加も考えられ、より一層の健全な財政運営に努めなければと考えています。

次に決算の内容ですが、歳入面を見ますと、町税や使用料・手数料などの自主財源が二十二億七千六百四十四万円と全歳入の四九％を占め、地方交付税や国・県支出金などの依存財源と約半々の財源構成となっております。

特に前年度と比べ増減の大きいのは、町税一億七千四百七十八万円の増、繰入金二千九百五十一万円の増、これは、職員の退職手当に充てるための基金からの繰入れ。次に、諸収入一億五千五百一十万円の減これは、五十五年度に改良住宅建設事業が終了したことにより、新産業都市等補助金が本年度から入って来なくなったためです。次に地方交付税は四千二百三十一万円の増、国庫支出金は四千九百一十一万円の増これは、新規事業として町民体育館建設や砂山・丸ノ内線道路舗装事業、自転車置場設置工事の実施に伴うものです。次に、町債は一億一千八百四十万円増加しております。これは

町民体育館建設や遊歩保健所跡地の買収が大きなものです。

歳出面(性質別)では、人件費や物件費、し尿・ごみ処理場、消防署などの運営のための一部事務組合負担金及び町債返済などの義務的及び經常的経費が二十八億七千五百四十五万円、道路の改良・舗装や賦書復旧、体育施設整備などの投資的経費が十一億二千九百九十六万円となっております。

内容としては、人件費は前年度より四千九百二十九万円減少して

歳入		決算額(万円)	構成比(%)
自主財源	町税	12億9,874	28.0
	分租金及び負担金	5,739	1.2
	使用料及び手数料	2億9,210	6.3
	財産収入	9,331	2.0
	寄附金	30	0.0
	繰入金	2,952	0.6
	繰越金	6,216	1.4
	諸収入	4億4,262	9.5
	計	22億7,614	49.0
	依存財源	地方譲与税	4,809
自動車取得税交付金		4,196	0.9
地方交付税		14億0,817	30.3
交通安全対策特別交付金		414	0.1
国庫支出金		4億4,704	9.6
県支出金		1億3,817	3.0
町債		2億8,540	6.1
計	23億7,297	51.0	
合	計	46億4,911	100.0

財政状況

財政力指数	0.436	(1に近いほど財政力が強い)
実質収支比率	4.47%	(数値が大きいほど余剰財源がある)
公債費比率	8.4%	(低いほど債務が少ない)
経常収支比率	73.0%	経常的経費が経常的一般財源に占める割合(70~80%が標準的)



スポーツ愛好者で利用の多い町民体育館

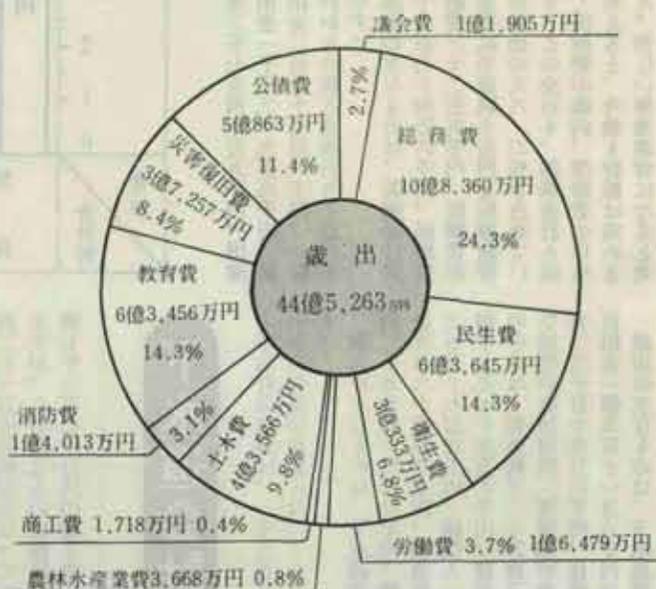
町営住宅使用料

悪質滞納者に強い措置

五十七年度会計の使用料及び手数料の内、未収金額は三千六百八十二万円です。この内、住宅使用料(家賃)の滞納が三千六百七十九万円、道路河川占用料の滞納が三万円となっています。

住宅使用料の滞納については、五十七年度の滞納が二百二十九世帯一千七百九十三万円、五十六年度までの滞納が二百四十三世帯一千八百八十六万円となっており、中でも三年以上滞納している世帯が七十九世帯八百十万円あります。

町では再三の督促にもかかわらず住宅使用料を納めない悪質入居者に対し、滞納使用料の納入と住宅の明渡しを求める民事調停や訴訟を裁判所に申し立てを行なっております。



住民の税負担状況

(単位:円)

組	町民税	固定資産税	軽自動車税	たばこ消費税	電気料	ガス料	特別土地保有税
住民1人当り	22,565	16,674	307	3,512	1,854	15	262
1世帯当り	70,978	52,450	965	11,046	5,831	47	824

区	出	
	決算額(万円)	構成比(%)
義務的及び経常的経費		
人件費	10億1,713	22.9
物件費	3億6,756	8.3
維持補修費	7,230	1.6
扶助費	4億0,595	9.1
補助費等	5億0,389	11.3
公債費	5億0,862	11.4
小計	28億7,545	64.6
投資的経費		
普通建設事業費	6億0,953	13.7
災害復旧事業費	3億5,952	8.1
失業対策事業費	1億5,291	3.4
小計	11億2,196	25.2
その他の経費		
積立金	4億1,463	9.3
投資及び出資金	7	0.0
繰出金	4,052	0.9
小計	4億5,522	10.2
歳出合計	44億5,263	100.0

町債借入金の推移 (単位:万円)

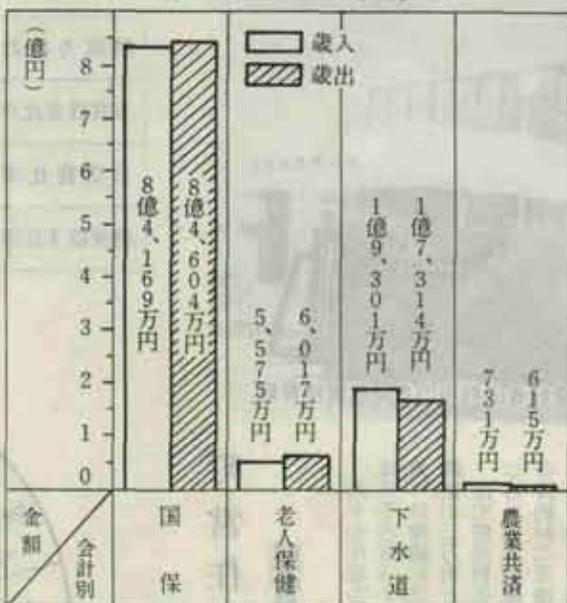
52年度末現在	37億5,585
53	41億1,435
54	43億9,454
55	44億5,032
56	44億0,804
57	44億9,031

57年度町債借入金の内訳

都市計画事業	1,630万円
鉱害復旧事業	1,860万円
特定地域開発就労事業	1,270万円
道路整備事業	7,500万円
過疎対策事業	7,290万円
公共用地先行取得事業	8,990万円
計	2億8,540万円

特別会計決算概況

特別会計決算の状況



老人保健会計

本会計の決算は、四百四十二万二千円の赤字決算となっております。

この事業は、昭和五十八年二月から発足した老人保健法により、七十歳(寝たきりの人は六十五歳)以上のおとしよりを国民健康保険事業から切り離し、別立てとして新しく設けられたものです。歳入の主なもの、支払基金交

付金三千七百四十万九千円、国庫支出金一千三百三十九万九千円、県支出金二百九十七万八千円、一般会計からの繰入金四百九十九万三千円です。

歳入の主なもの、医療給付費五千九百七十四万六千円、医療費支給費三十二万五千円、医療費の審査支払手数料十万円と医療費で全歳出の九八・二%を占めています。この会計も、国保会計と同じく医療費の動向、受診者の年令を考えると、今後好転は望めません。苦しい事業運営になると考えます。

国民健康保険会計

本会計の決算は、四百三十五万円の赤字決算となっております。

しかし、一般会計から二千万円の繰入れがなされているので、実質二千四百三十五万円の赤字であります。

歳入では、保険料三億六百五十二万円(前年度に比べ三千七百三十八万円増)と国庫支出金五億七千三百七十七万円(同三千六百五十六万円増)で、全歳入の九七%を占めており、県支出金は、わずか五十二万円となっております。

歳出では、前年度に比べ八千四百二十一万円の増加となっております。この主なものは保険給付費七千三百七十七万円の増と老人保

下水道会計

本会計の決算は、一千九百八十七万円の黒字決算となっております。

歳入の主なもの、下水道使用料三千五百九十三万一千円、繰越金五百九十四万六千円、基金利子三百三十七万九千円、諸収入一億四千七百七十五万六千円、借入金の中からは、預金利子二十万四千円、空室等百数使用料(運営赤字負担金)三千九百九十九万八千円、修繕費負担金一億五百一十一万八千円です。

歳入の主なもの、下水処理場管理委託料二千二百六十四万円、

健会計への拠入金一千六百九十九万円であり、歳出の主なもの、保険給付費で七億八千九百九十九万円が支出され、歳出総額の九三・三%を占めております。

その原因は、いうまでもなく医療費が毎年一〇%以上上昇していることによるものです。一般会計から二千万円の繰入れを行っても赤字決算となりましたが、一般会計からの繰入れにも限度があり、また、医療費の動向を考えると今後も国保会計の好転は望めません。保健制度の改正しかなければ、早急に解決する問題ではないと思っております。このような現状では、一人一人が保健予防に努め、受診率を下げるしか方法がないと考えます。医療費通知を受け取られたら、もう一度自分の健康について考えてみて下さい。

燃料代など需用費二千三十六万四千円、人件費などの一般事務費五百三十九万五千円、繰入金一億二千五百三十三万六千円です。

なお、繰出金は将来処理場の修繕に多額の資金が必要となることもあり、基金として積立てるものです。これで、二億二千二百七十一万円の積立額となります。

農業共済会計

本会計の決算状況は、百十六万円の黒字決算となっております。

▽農作物共済助定繰入百八十六万七千円、歳出百八万九千円、

過去3か年の比較

区分	年度	55	56	57
世帯数		2,799世帯	2,988世帯	3,149世帯
被保険者数		7,314人	7,389人	7,648人
1人当り保険税		32,238円	38,604円	43,087円
1人当り医療費		109,905円	123,765円	143,535円
療費費		5億6,225万円	6億3,962万円	6億9,570万円

差引残額七十七万八千円です。

▽業務助定繰入五百四十四万一千円、歳出五百六万円、差引残額三十八万一千円です。歳入の主なもの、県支出金三百五十五万五千円、一般会計からの繰入金百三十万円、歳出の主なもの、人件費など総務費四百九十九万円であります。

町県民税 国民健康保険税 (第4期分)

1月31日までに納めてください。

住民税・国保税の申告は

3月15日まで!

住民税、国民健康保険税の申告の時期がやって来しました。該当される方は、三月十五日(木曜)の申告期限までに必ず申告をしてください。

☆申告をしなければならぬ人

所得税の確定申告を提出しない人でも、次の方は住民税・国保税の申告をしてください。

い人

- ① 自営業者
- ② 農業者
- ③ 外交員、ホステスなど自由業者
- ④ 家賃など不動産により生計を立てている人
- ⑤ 大工、佐官業者
- ⑥ 日雇など日給者
- ⑦ 年金、恩給を受けている人
- ⑧ 給与所得者が住民税を給与から天引されていない人

申告と納税相談日程

月日	時間	場所	地区名
2月13日	9時~16時	役場東別館	二町住、下二町住、吉田団地
2月14日	*	*	高松団地
2月15日	*	*	樋口団地、樋口分譲、猪熊町住、立屋敷、伊左座、みずほ団地、古賀区、二地区
2月16日	*	*	樋口、下二
2月17日	*	*	梅ノ木団地、猪熊
2月20日	*	*	美吉野団地、杵、古賀、新生街、古賀団地
2月21日	*	*	二(野間町住、サニーニュータウン含む)、吉田イワサ町住、入江典産、林住宅、吉田二
2月22日	*	*	おかの台団地、高尾団地
2月23日	*	*	吉田一、吉田三(緑風園団地、垣添町住含む)
2月24日	*	*	垣末(松栄荘団地、水巻苑含む)
農業所得のある人			
2月28日	9時~16時	役場東別館	古賀、樋口、猪熊
2月29日	*	*	立屋敷、伊左座、二、下二
3月1日	*	*	吉田一、吉田二、吉田三、垣末、杵

税務署からのお知らせ

所得税の確定申告は正しく、お早めに

昭和五十八年分の所得税の確定申告は、二月十六日から受付が始まります。申告期限は三月十五日ですが、期間間近になりますと、税務署は大変混雑し、落ち着いて相談できなかつたり、長時間お待ちいただくようなことになりかねませんので、確定申告はできるだけ早く行うようにしてください。

所得税の確定申告は一年間の所得とその税額を、納税者が自ら正しく計算して申告し、納税するという民主的な申告納税制度になっています。

確定申告をしなければならぬ人が申告しなかつたり、正しくない申告をしたりしますと、後で不足の税金を納めるだけでなく、不足税額の一〇%又は五%の割合の加算税が課され、延滞税も納めなければならぬこととなります。また、不正な行為があったような場合には、普通より重い加算税を課されることもあります。

還付申告は正しく

ところで、サラリーマンの方は勤務先で年末調整を済ませるとほとんどの方は確定申告をしなくてもよい仕組みになっていますが、災害を被つたり、多額の医療費を支払つたり、住宅を新築や購入した方などについては、特別の控除

があり、確定申告をすれば、すでに源泉徴収された税金が戻ってくる場合があります。

還付申告は、昭和五十九年一月から税務署はもちろんのこと市(区)役所、町村役場でも受け付けています。

還付金のお受取りは、申告書が集中して提出された場合、一カ月以上かかることもありますので、あらかじめご了承ください。

なお、還付金はすべて銀行(農協・信金を含む)振込みで受け取ることができ、是非便利で安全なこの方法をご利用されるようお勧めします。

贈与税の申告は

お早めに

所得税の申告と納税は二月十六日から始まりますが、贈与税の申告と納税は、ひと足早く二月一日から始まります。

個人事業税についてお知らせ

昭和五十六年度の地方税法の改正により、不動産貸付業、駐車場業、コンサルタント業及びデザイン業の四業種が、新たに個人事業税の課税の対象となる事業として追加されています。

このうち不動産貸付業と駐車場業については、一定の基準により事業に該当するかどうかを判定す

計額が六十万円を超えるときは、税務署に贈与税の申告をしなければなりません。

「贈与税」というのは、人から財産をもらったときにかかる税金ですが、ご主人名義の土地を奥さんや子供さん名義に換えた場合なども贈与税がかかります。

振替納税のお勧め

所得税の便利な納税の方法として、振替納税の制度があります。この制度を利用すれば、銀行などの預金口座から振替によって納税することができ、納税のための手数料が少なくて済み、大変便利です。ご利用をお勧めします。手続など詳しいことは、若松税務署におたずねください。

税の相談はお気軽に

根拠の付け方や決算の仕方などお分かりにならないところがありましたら、お気軽に若松税務署にお尋ねください。相談は電話でも結構です。もちろん無料です。

若松税務署
電話 761-2536

くらしの情報

- 水巻町役場…………… ☎ 201・4321 ● 遺言保健所…………… ☎ 201・4161
- 八山荘…………… ☎ 202・6230 ● 水道工事センター…………… ☎ 201・4448
- 身障者センター…………… ☎ 201・0794 ● 水巻駅…………… ☎ 201・3100

母子手帳の交付

▽日時 2月6日(月)午前10時
2月20日(木)午前10時

▽場所 役場西別館

▽内容 母子保健制度の説明、母子手帳の使い方、検診結果の説明、個人相談

※注意事項

- ①保健所で妊娠検診終了後10日以上経っていること。
- ②印鑑を持参のこと。
- ③できるだけ本人がおいで下さい。

4カ月児健康相談

▽日時 2月9日(木)

午後1時～午後2時

▽場所 役場西別館

※4カ月児(生後120日～150日)の乳児に対して、ハガキで個人通知をしています。ハガキの届いた人は、それに記入のうえ母子手帳とバスタオルを持参しておいでください。なお転入等でハガキが届いてない方は、衛生係へ連絡し当日おいで下さい。

7カ月児健康相談

▽日時 2月13日(月)

午後1時～午後2時

▽場所 役場西別館

▽対象者 7カ月児から8カ月児
▽内容 身体計測、運動発達観察
その他個人相談



1歳6カ月児健康相談

▽日時 2月6日(月)

午後1時～午後2時

▽場所 役場西別館

▽対象児 1歳6カ月

1歳8カ月児

▽内容 身体計測、個人相談

健康診断を受けましょう

健康診断は、目視となる病気や異常があるかどうか、健康のために注意すべき点は何かを知る大事な機会です。このチャンスに是非受診しましょう。

▽実施日程

・日時 3月4日(日)

受付 8時30分～11時

・場所 水巻町民会館

▽健診内容

一般診査及び精密検査

老人健康相談

▽日時 2月7日(火)

10時～11時

▽場所 八山荘

▽対象者 六十五歳以上の人

▽検査内容 検尿、血圧測定、個人相談

※健康手帳をお持ちの方は必ず持参ください。

乳ガン検診

▽日時 2月15日(水)

受付 13時～13時30分

▽場所 水巻農業団地センター
(農協水巻支所よこ)

2月の心配こと相談

相談は無料で、秘密はかたく守ります。お気軽にご相談ください

▽日時 2月6日、2月13日

2月20日、2月27日

いずれも13時～16時

▽場所 町民会館日本間

▽主催 町社会福祉協議会

教育モニター募集

文部省が送る文書に意見などを回答したり、文教行政に対する意見や要望を聞くため次のとおり、教育モニターを募集します。

▽応募資格

教育について関心があり、教育モニターとして仕事に熱意をもちている年齢満二十歳以上の日本国民です。ただし、次の方は応募できません。

- ①国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ②常勤の国家公務員及び地方公務員(ただし、校長及び教員は応募できます。)
- ③行政相談委員法による行政相談員

▽申込み方法

問診を取りますので、役場衛生係で申込んで下さい。なお、受付は、二月一日から先着100名で締切ります。

県民マラソン大会

▽日時 2月19日 午前9時

▽場所 福岡市「大濠公園」

▽内容 (市町村別別隊)・一市町村2チーム以内・チーム編成は、小学生・20才代・20才以上の女子・30才代・40才代の各一名づつの5名とする。

(年代別マラソン) 小学生一

年生から六年生の各都、中学生男子の部、中学・高校女子の部・高校・青年・一般男子の部(40才未満)、壮年男子の部(40才以上)、一般女子の部、オープン参加の部

▽申込み先

(市町村別別隊) 町教育委員会へ。(年代別マラソン) 福岡県青少年育成県民会議(県東公園会館) ☎ 092・641・8713

教育相談の お知らせ

町教育委員会では、福岡県教育委員会から相談員を派遣して頂き教育相談を受けます。

お子さんの事で悩みや不安のある方は、この機会にご利用ください。

▽相談期日 59年2月23日

公立高校定時制・通信課程の生徒募集

定時制課程

▽受付 2月17日～2月24日

▽学力検査 3月13日

▽学力科目 国語、数学、社会、理科、外国語(英語)

通信制課程

▽受付 3月31日～4月11日

毎日9時～16時

▽面接と書類審査により、合格を決定します。

▽相談事項 ①家庭や地域における児童・生徒のしつけや親子関係で悩みをもつ父母に対する相談 ②児童・生徒の指導や対人関係等で悩みをもつ校長・教員に対する相談 ③青少年の健全育成に関すること

▽相談申込み 水巻町教育委員会へ、氏名、年令・住所を、2月7日午後5時まで申込みください。

※詳細については、福岡県教育庁指導第一部指導第一課(番092・651・1111)又は、入学を希望する学校へ。

遠賀町・町民憲章

などを募集

遠賀町では、町制二十周年を記念して、「町の木」「町の花」

北九州盲学校入学者を募集

▽募集人員

幼稚園(5歳児)5名、小学部・中学部(定員制限なし)、高等部(普通科10名、保健理解科10名、専攻科10名)

▽入学資格

各学部とも矯正視力0.3未満、あるいは高度の視機能障害を有するため普通学校では学習しにくい者、および将来視力が減退して失明するおそれのある者、高等部(普通科、保健理解科)は中学卒業以上の学力がある者、高等部専攻科課程は、高等部卒業以上の学力のある者

無縁墳墓の改葬

▽所在地 宮崎県清武町大字加納 甲一四四七番地

▽届出先 清武町役場環境保全課 (案09858・5・1111) 届出期限 59年1月31日まで

▽所在地 佐賀県伊万里市二里町 大里字札ノ尾甲二〇六六

▽届出先 伊万里市役所都市開発課都市計画係(案095552・3・2111)

▽届出期限 59年1月31日まで

▽所在地 福岡市西区大字小田字 中間六七一、七二一

▽届出先 小田町内会長・高橋邦登(案092・809・2234)

▽届出期限 59年2月29日まで

▽所在地 北九州市八幡西区大字 畑一六五、一六八「黒木墓地」

▽届出先 北九州市土地開発公社(案582・3162)

▽届出期限 59年3月9日まで

▽所在地 兵庫県三田市下相野字 高瀬「高瀬平野墓地」

▽届出先 三田市役所生活環境課生活係(案07956・3・4481)

▽届出期限 59年1月31日まで

2月のし尿汲取予定日

- 1日 猪熊6区、頃末(1、2、3、4、7、10区)
- 2日 猪熊2区、頃末(1、7、8、16区)、林住宅、吉田三(垣那町住)
- 3日 猪熊10区、頃末(22、23区)、吉田二6区、吉田三5区
- 4日 猪熊3区、15日回り(環境整備)、頃末(22、24区)、吉田二(1、2区)、吉田三(2、5区)
- 6日 猪熊(2、4、5区)、吉田三(1、2、3、5、6、11区)、15日回り(大洋社)
- 7日 頃末5区、吉田三(鯉風園)、新生街(山ノ口団地)、頃末(15、25区)
- 8日 頃末12区、頃末(17、19、20、21区)、頃末、(松栄荘、15、18区)
- 9日 頃末6区、頃末(松栄荘、18区)、美吉野、頃末(9、10、20、21区、水巻苑)、立屋敷、伊左座、下二
- 10日 頃末(11、14区)、美吉野、下二、二、吉田一(4、5、6、7、8、9区、吉田工場団地)、吉田二(1、8区、川端通り、本村)
- 13日 古賀、新生街、美吉野、頃末18区、吉田二(3、5、6、13、14、15、16区)、二
- 14日 古賀、机、吉田二(3、4、6、7、8、9区、イワゼ町住)、机社宅、立屋敷、吉田一3区(月夜待)
- 15日 下二町住、二町住、吉田一3区(商店街)、吉田三(車返し)
- 16日 樋口(卯月、中井樋口)、吉田団地(37~43、46~52棟)、二町住
- 17日 吉田団地(19~22、27~36、44、45、53~57、85、94~101棟)
- 18日 樋口、猪熊、吉田団地(1~6、8~10、12、16~18、23~26、60~65、83~85、102~104、109~113棟)
- 20日 猪熊町住、15日回り(環境整備)、吉田団地(7、11~15、66~73、75~82、87~93、105、108棟)
- 21日 古賀原住、下二(1、2、3区)、吉田団地分譲、15日回り(大洋社)
- 22日 猪熊、二(1、2区、野間町住)、吉田二(本村)
- 23日 猪熊、樋口、二、伊左座
- 24日 樋口(赤水、川端通り)、二(1、2区)、伊左座(3、5区)、下二(4、10区、双葉荘)
- 25日 樋口、猪熊、下二(5、6、7区)、伊左座、(3、5区)
- 27日 みずほ団地
- 28日 みずほ団地

— お 願 い —

汲取口の近くには、犬をつながないで下さい。犬が噛みつく事故がおこっています。

わたしたちのふるさとは、炭坑と深いつながりをもった町です。昭和9年三好鉱業所までの炭坑について、みなさんに紹介していきます。

水巻昔ばなし

水巻の札所

水巻の中央四国八十八ヶ所には、縁起の古... 三十八ヶ所の霊場が設けられている。なかでも注目されるのは、札所を新設した明治三十七年当時、多くの炭坑があった古賀と吉田において札所の多くあることで、これによって水巻町内の札所は炭坑と関係のあることがうかがわれる。なお札所めぐりは、町内の史跡探さくをかねた絶好のサイクリングコースでもある。町内の皆様におすすめる。

捕鯨 (四ヶ所)

十二番観世音菩薩(芭蕉碑のある銀杏の木の下)、七十番馬頭観世音菩薩(字大上にある)、九番釈迦如来(字大上の廃寺となった河内寺跡にある)、番外虚空菩薩(字大下にある、とげぬき、いぼとり菩薩という)

古賀 (八ヶ所)

五番地藏菩薩(豊前坊山頂)、番外稻荷大明神(豊前坊表参道登り口)、四十番弥勒菩薩(久我神社裏)、四十九番釈迦如来(報恩寺本尊、開基は永禄年間、念与上人、寺号古城山地蔵院報恩寺、浄土宗)、二十五番地藏菩薩(城ノ元六地藏)、五十四番不動明王(字不動下にある、足谷次郎の信仰仏とも麻生の妃が成田から勧請したともいう)、五十四番番外不動明王(字長谷の山頂)、六番地藏菩薩(もと頃末字竹山にあったが開坑のために古賀字和田に移転、炭坑関係の無縁墓)

帆 (四ヶ所)

八十四番観世音菩薩(字寺島にあった観音像をまつり今は札所を外れている)、五十七番阿弥陀如来、四十八番観世音菩薩(ともに

石炭物語 (二)

番外三角寺奥ノ院金光山仙童寺(字竜岩の石窟中にある。炭坑に關係のある物語あり) 二十三番桜樹地藏菩薩(二ヶ所)にあり、一つは炭坑關係の無縁墓、別名旅人墓という。他は八船地藏菩薩、別名川船地藏ともいう、帆山狂下(にあり)、十六番観世音菩薩(帆伊豆神社境内、通称石体観音といつて伝説あり)、二十二番薬師如来(字後谷の西光寺にあった薬師本尊をまつる。西光寺は足利尊氏がついたと伝えられている寺、遺跡あり)

碩末 (三ヶ所)

六十一番奥ノ院大日如来、四十六番地藏菩薩(ともに伊豆神社境内にある。葉山地蔵まとは与四郎地藏ともいう、与四郎には物語あり)、六十五番観世音菩薩(十一面観音をまつる。徳照寺境内にあり、徳照寺は洞深山徳照寺、開基は元和九年に浄善上人による、真宗、与四郎の墓あり)

立屋敷 (二ヶ所)

二十六番薬師如来、二十七番観世音菩薩(鏡観音ともいう、碓姫の鏡をまつるとの伝えあり、ともに長専寺境内にある。長専寺は永禄年間に念与上人の開基、寺号葉王院碓山長専寺、浄土宗、帆の西光寺が移転したとの説あり)

伊左座 (三ヶ所)

八十四番観世音菩薩(字寺島にあった観音像をまつり今は札所を外れている)、五十七番阿弥陀如来、四十八番観世音菩薩(ともに

字前田にあり)

上二 (四ヶ所)

七十七番薬師如来(字迎の信行寺境内にあり、寺号惠光山信行寺、真宗、本尊は藤崎半人が天正年間に奥州から奉持したとの伝あり、ただし仏像はそれほど古くない)、十九番地藏菩薩(別名船津地藏ともいう)、五十二番観世音菩薩(十九番地藏のそばにある)、二十四番奥ノ院虚空菩薩(梅道にあったが今は遠賀川土手沿いの中間地内にある)

下二 (二ヶ所)

二十九番観世音菩薩(石体観音、附近の土中から出た板碑あり)、十九番奥ノ院地藏菩薩(炭坑関係者の無縁墓、別名旅人墓、「有縁無縁一如之靈地」の碑あり)

吉田 (八ヶ所)

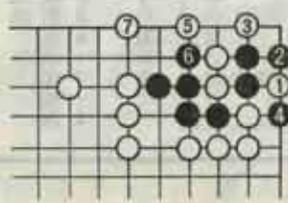
二十番奥ノ院地藏菩薩(昔は一本松のところで附近に古墳があった)、六十一番地藏菩薩(むかし岩瀬へのタテ道わきにあり首なし地藏ともいう)、五十八番観世音菩薩、四十七番阿弥陀如来(字御輪地にあり)、三十一番文珠菩薩(先役の屋敷附近にあったが炭坑のため筑豊線の間の小山に移転、板碑あり)、四十七番番外阿弥陀如来(妙楽寺本尊、寺号夢想山妙楽寺、開基僧了雲、天正ころ、真宗)、七十六番薬師如来、六十二番観世音菩薩(ともに鯉口松月庵にあり、享保十四年に折尾正願寺の燈与上人の開基、一字一石の塔あり)

以上、水巻の札所三十八ヶ所。

(文) 水巻町郷土史研究会 会長 柴田 貞志

前号の解答

《詰番解答》 難問です。まず1をハネ、続いて3をハネ、そして5のゴズミが絶妙で7が決めて。



《詰得棋正解》

- 3 1角、1 二五、2 二五、2 二角成、同五、2 一飛、同五、3 二龍まで9手詰め。

《解説》

- 3 1角に①2 二五なら三角成。
- ②2 一五なら1 二桂、1 二五、2 一飛。

最初に打った角を5手目に成り捨てる軽妙な手段。